

Title	シス特権とトランス嫌悪言説の分析 : ジェンダー帰属の通時的固定性とジェンダー規範批判
Author(s)	西條, 玲奈
Citation	メタフュシカ. 2020, 51, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78423
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

シス特権とトランス嫌悪言説の分析 —ジェンダー帰属の通時的固定性とジェンダー規範批判

西條玲奈

§ 1 はじめに

本稿の目的は、トランス嫌悪言説の前提にあるシスジェンダー特権（以下シス特権）¹を指摘することである。ここで扱うトランス嫌悪言説とは、シス女性による「一部のトランス女性による行動や言動は、女性のジェンダー規範を強化する」というものだ²。「女らしさ」や「男らしさ」とは、その社会の中でジェンダーに応じて期待される役割やあり方のことである。もしフェミニズムがジェンダーの社会的不正義の是正を目指すものならば、「女性とはしかじかな存在だし、そうあるべきだ」という規範に批判的態度を示すのは理に適う。このような規範は、同じジェンダーに属する個人の多様性を無視するからである。しかし、先に挙げた「一部のトランス女性による行動や言動は、ジェンダー規範を強化する」とシス女性がトランス女性に主張することは、トランス嫌悪言説に陥る場合がある。それはジェンダーアイデンティティとジェンダー規範に根ざしたシス特権を無視した場合である。これを示すことが本稿の目的である。

シスジェンダーとは、典型的には、出生時にわりあてられたジェンダーと当人のジェンダーアイデンティティに不一致がない人を指す。男女どちらかの性質を人に割り当てる社会の二元論の枠組みにさしたる困難を覚えずに済んでいる人と言ってもよい。トランスジェンダーとは、出生時に割り当てられたジェンダーに異和や齟齬を経験している人、または経験したことのある人を指す。なおここでは「トランスジェンダー」という語を、化学的または解剖学的な生物学的

¹ シス特権の事例は Killermann による次のウェブサイトを参照した。

<https://www.itpronouncedmetrosexual.com/2011/11/list-of-cisgender-privileges/>2020年9月20日アクセス。

² 佐倉（2006, p.28）では、日本語話者のトランス男性が一人称に男らしさを強調する「僕」「俺」を採用する傾向を指摘した上で次のように述べる。「一般に、この男性性の強調傾向は、フェミニズム的な立場からは評判が悪い。曰く、固定的なジェンダーを強化するというものである。」また鈴木（2020, p.90）では「胸も腰もなく、寸胴になりやすい筋肉質で骨ばった、典型的な女らしさには乏しいトランス女性の身体とどう向き合うか。身体の状態を「女性的ではない」と括ること自体がジェンダー規範を強化してしまうかもしれないけれど、社会的に許容されるための典型を必要とするトランス女性のありようを軽視できない」と述べられる。

性³の移行を経験した「トランスセクシュアル」だけではなく、自分に関連するジェンダー規範に従い生活したりしなかったりする、さまざまなジェンダー流動的な人を含めて用いる。なお本稿ではトランス女性に対してシス女性がもつ特権に主題を限定する。

シス特権とは、欧米社会の白人や日本社会の日本人、男性、異性愛者などがもつマジョリティ特権の一種である。「白人特権」の概念を広めたベギー・マッキントッシュは、アメリカ合衆国の社会で白人である自分の特権を「労せず手に入る財産の目に見えないパッケージ」(McIntosh, 2010, p.1)であり、その財産を「日々利用できるのに、無自覚でいることが「自然な姿」だった」(ibid.)と述べている。特権性の特徴とは、社会に存在する障壁に無自覚でいられることと言ってもよい。

本稿でシス特権を明示的に述べることは、間接的ではあるが、トランスライツの回復や促進にとって有益になりうる。トランスジェンダーが従属的な立場に置かれるのは、支配的な立場としてシスが存在し、優遇されるからである。差別は単独の集団や個人がもつ性質なのではなく、複数の集団の間にある力関係である。ある社会集団がその性質ゆえに不利益を被るのは、別の社会集団が不当に利益を得る構造が成立するからだ。日本のマジョリティ特権を自覚するための取り組みを行う出口真紀子によれば、マジョリティが自分の特権に気づかないと、「マイノリティ側の語りを歪んだ形で聴いてしまう可能性が高」(出口, 2017)く、「「可哀そう」という上から目線か、「世の中は良い方向に変わってきているのに、文句ばかり言って自己利益を追求している」(ibid.)とネガティブに捉えるかのどちらか」になりやすい。不利益を被るマイノリティの存在は認めるのに、優遇されるマジョリティとしての自分を受け入れるのは困難だ、といってもよいだろう。反トランス言説とは、トランスへの差別的な言説であると同時に、シスが置かれている支配的身分を認める言説でもあるのだ。シスジェンダーがシス特権を自覚することで、トランスライツの回復や促進を妨げる要因の減少が期待できる。

続く第2節では、ステレオタイプ強化言説がシス特権に基づいてトランス嫌悪的となることを示すために西條(2019)でとりあげたジェンダーマーカーの概念を手法とする説明を、第3節では、Jenkins(2016, 2018)のジェンダー概念およびジェンダーアイデンティティ概念を踏まえて、ジェンダーアイデンティティとジェンダーマーカーの関係を示す。第4節ではシス特権の基盤となるジェンダー帰属の通時的固定性を指摘し、特権の事例として、ミスジェンダリングの概念的に成立しないことを示す。以上を踏まえて、第5節では、このシス特権が、どのようにトランス女性に向けたジェンダー強化言説が抑圧的になるかを分析する。第2節と第3節は概念的な議論が続く。より具体的なシス特権の内容の分析に関心がある場合は、4節以降を参照してほしい。

§ 2 分析手法：ジェンダーマーカーとジェンダー規範

これから指摘するシス特権とは、ジェンダーアイデンティティが社会のジェンダー規範と整合的で安定しやすい点である。この特権を、ジェンダー帰属の通時的固定性と呼ぼう。この特権は

³ ここでは、生物学的性を、生物学の見地から人間の形態、生殖器、性腺、ホルモン、染色体を含む群概念として用いる。ホルモン治療や性別適合手術を受けることは、生物学的観点から見た性の移行に該当しうる。リチャードソン, 2018, pp.18-21 参照。

二つの要件で構成される。第一の要件は同一のジェンダーが生まれた時から現在まで常に帰属されていること。第二の要件は、常に帰属され続けるジェンダーが自分のジェンダーアイデンティティと一致することである。

このシス特権の成立を説明するため、社会におけるジェンダー規範、およびジェンダーマーカーという概念を用いる (cf. 西條, 2019)。ジェンダー規範とはその社会で成立しているジェンダーカテゴリーに属するメンバーがどのようなであるか、またはどのようにすべきかという規範のことである。例えば、ある人が女性であるならば、その人はしかじかの性質をもつべきだ、という条件文で表現できる。特定のジェンダーを割り当てられた人に対して社会的に期待される役割やあり方である。対してジェンダーマーカーとは、ある対象がしかじかの性質をもつならば、その対象を特定のジェンダーであるという推測を成り立たせる性質のことだ。

たとえば、現代の日本社会では、長髪、化粧、スカートやヒールの高い靴の着用、特定のしぐさ、話し方、高い声、乳房や臍、月経、高レベルのエストロゲンとプロゲステロン、染色体 XX をもつ、男性を性的パートナーとする、といった性質は、その性質をもつ対象が女性であると推測するジェンダーマーカーとして機能する。また、ジェンダーマーカーとしての機能には程度差がありうる。人間の場合、単独のジェンダーマーカーがその人のジェンダーを推測する根拠になることはむしろ稀である。社会の中で特にジェンダーマーカーとして強力な機能を果たすものには、公的な身分証明書における記載があげられるかもしれない。他方で、「子どもの世話をすること」「スカートを着用すること」などは、女性のジェンダーマーカーとして機能しうるが、それ単独で人にジェンダーを割り当てられるほど強力とは言えないかもしれない。

もちろん、女性であれば、あらゆる女性のジェンダーマーカーを備えるとは限らない。女性のアイデンティティを持つ人が女性以外のジェンダーマーカーを持つことも、女性でなくとも女性のジェンダーマーカーをもつこともある。

それにもかかわらずある性質がジェンダーマーカーとして機能しうるのはなぜか。ある性質が特定のジェンダーのジェンダーマーカーとなるのは、その社会にジェンダー規範が成立しているからである。先に述べた通り、ジェンダー規範とは、特定の社会の中で、ある対象が特定のジェンダー G であれば、一群の性質 P_1, \dots, P_n をもつはずあるいはもつべきだという社会の規約のことである。この規約があるからこそ、特定の性質をもつことがその対象のジェンダーの特定に関与する。

ジェンダー規範のあり方は時代や社会に依存して変化する。それゆえ、ジェンダー規範に基づいて機能するジェンダーマーカーも社会と相対的である。ジェンダーマーカーは時間を通じて比較的安定して機能するものもあれば、容易に変化するものもある。たとえば性染色体が発見されておらず、定着もしていない 19 世紀以前において、XX 染色体は女性のジェンダーマーカーとして機能しえない。長い髪やレースを使用した服装は、現代では女性のジェンダーマーカーとして機能するが、たとえば 18 世紀フランスでは男性の正装にも見られるため、女性のみを表わす

とは言い難い⁴。加えてジェンダーマーカーを備える対象は人に限定されない。その他の生物や無機物、人工物も含まれる。男女別に分けられたトイレや更衣室の標識で、スカート、長髪、赤色などが「女性のための空間」を、広い肩幅、黒色、シルクハットなどが「男性のための空間」を表すのに用いられている。ジェンダーアイデンティティと独立にジェンダーマーカーが機能する一例である。

ある性質がジェンダーマーカーとして機能するならば、その社会において当該の性質がジェンダー規範として成立していることを意味する。先に挙げた事例でいえば、「男性の性的パートナーを選ぶ」ことが女性のジェンダーマーカーとして機能するならば、その社会は、女性に対して、異性愛が規範的行動とみなされる社会ということである。卵巣や子宮のトラブルを治療する部門が「婦人科」に分類されるのも、それらが女性であれば備わる器官のはずだという規範に基づく。規範である以上、事実として女性であればこれらの性質をもつことを含意しない。ジェンダー規範が社会のあり方やそこで生きる個人の問題となる理由の一つは、規範と個人のあり方が一致しないケースが生じるからである。

以上をまとめると、ジェンダー規範とは「SがジェンダーGならば、SはP1, …Pnであるべき(はず)だ」という条件文で表現される。このジェンダー規範に基づき、「SがP1, …Pnをもつならば、SはジェンダーGのはずである」という推測が行われる。対象のジェンダーの特定に用いられる性質群 P1, …Pn がジェンダーマーカーである。

本節ではジェンダーマーカーとジェンダー規範の概念と関係を確認した。続く第3節では、両概念とジェンダーアイデンティティの関係を明らかにし、その後続くシス特権の分析へとつなげたい。

§ 3 ジェンダーアイデンティティとジェンダーマーカー

3.1 ジェンダーアイデンティティとジェンダー規範

本稿ではシス特権を分析する上で、ジェンダー規範、ジェンダーマーカー、ジェンダーアイデンティティが相互に関連することを前提している。

ジェンダーアイデンティティの素朴な理解は「男性、女性またはその他のジェンダーとしての自己の感覚」として特徴付けられる⁵。ジェンダーアイデンティティとは、対象の数的同一性ではなく、ある対象が特定の性質をもつことを意味する質的な同定に関わるものだ。たとえば「私は女性だ」といった発言は、特殊な状況にない限り、その人のジェンダーアイデンティティの表明としてもっとも明晰なものである。だが、ここで述べられる「女性」とは何を意味するのだろうか。もし「私は女性である」とは「女性としての自己の感覚を持つことだ」という意味なら、説明は循環してしまっている。

⁴ 京都服飾文化研究財団の公開資料で18世紀フランスの上流階級の装いを確認できる。

<https://artsandculture.google.com/exhibit/kAISxWiFuyYKw?hl=ja> 2020年9月30日アクセス。

⁵ cf. Jenkins(2018)がジェンダーアイデンティティ素朴な理解として参照するHuman Rights Campaignの解説による。
<https://www.hrc.org/resources/sexual-orientation-and-gender-identity-terminology-and-definitions> 2020年9月30日アクセス。

ジェンダーアイデンティティの概念を循環なく定義し明確化する試みは、フェミニスト哲学の中で議論の蓄積がある主題だ。ここではジェンダーアイデンティティの定義それ自体には立ち入らずシス特権の分析のため、ジェンダーアイデンティティが個人にとって重要であること、およびジェンダー規範と関連することを説明できる方針を採用するにとどめたい。

ジェンダーアイデンティティはその社会のジェンダー規範と無関係に構築することは難しい。この点を指摘した定義の一つとして、キャサリン・ジェンキンスの規範相対説をあげることができる。彼女の定義はトランスライツ運動に有益であることを目指して設計されているが⁶、ジェンキンスの定義によれば、Sが特定のジェンダーGのアイデンティティをもつことは、Gの規範に合致したり違反したりすることで、規範に対する内的な「位置づけ」の感覚をもつこととされる⁷。ジェンダー規範には、性格、職業、趣味、コミュニケーションの仕方、自己表現の方法、身体の在り方などが含まれる。自分の関連するさまざまなジェンダーの規範にどのような距離を取るのか、個人は規範に対する合致と違反の経験を通じて自分を位置付ける。たとえば男女に二分された公衆トイレを例にあげよう。女性のジェンダーアイデンティティをもつ人は、男女分けされた公衆トイレのうち「女性用」の空間に入ることができるが、「男性用」の空間には立ち入ることはできないという規範に即して行動するかもしれない。男性の場合はその逆だろう。男女いずれか一つに定まらないノンバイナリーのアイデンティティを持つ人には、ジェンダー分けされた全てのトイレがストレスと危険に満ちた不快な場所として経験されるかもしれない (cf. *ibid.*, 729)。

加えてジェンダーアイデンティティにおいて重要なのは、それが人の自己理解であるという点だ。Bettcher (2009) ではジェンダーアイデンティティは一人称権威と呼ぶ規範と、倫理的理由から整合的あるべきと論じられている。一人称権威とは、人の心的状態のあり方についてその人自身が最終的に決定を下す権威として扱うべき、という規範である⁸。倫理的観点から言えば、その人のジェンダーアイデンティティの決定権を本人に認めない、すなわち一人称権威を認めないことは問題がある。その人が公言する自分のあり方を他人が否定し、決定する権限があることは、人に深刻な害をもたらしうるからである⁹。

規範相対説において、ジェンダーアイデンティティは、自分に関連する様々なジェンダー規範に合わせるか、違反するかというその人距離感として決定される。いってみれば、アイデンティ

⁶ Jenkins (2018) においてジェンダーアイデンティティの定義が成功するには、以下の6つの条件をクリアする必要がある。すなわち、1. ジェンダーアイデンティティは重要かつ敬意が払われるべき、2. 一人称権威と両立可能、3. トランスの中には移行に際して医療的資源へのニーズをもつ人がいることと両立可能、4. 明晰で循環しない定義である、5. 男女二元的および非二元的アイデンティティどちらにも適用可能、6. 現在のジェンダー規範や社会構造を批判することと両立可能。

⁷ ジェンキンスによる定義は以下の通り。SがXのジェンダーアイデンティティをもつ iff Sの内的「地図」はジェンダーXのメンバーとして分類される人を、当該の文脈においてクラスとしてのSの特性となる社会的または物的現実を通じて導くように形成されている。(Jenkins 2016, p.410, 2018, p.730) 個人のジェンダー規範に対する受容、違反が同じジェンダーの他のメンバーに影響を与え得ることもとらえた定義である。

⁸ 一人称権威を認めるべきとする認識論的理由もある。自分のジェンダーアイデンティティはその人自身もよく知るはずだからだ。しかし規範相対説では、認識論的な一人称権威を十分確保することができない。Bettcher (2017) では、女性としてふるまいはじめたばかりのトランス女性が、社会的な生活の場面で「男性の内的地図」に従って行動することがありうる旨が指摘された旨が記されている (cf. Jenkins, 2018, 733)。

⁹ 4.2では一人称権威を否定する事例としてミスジェンダリングの害を論じる。

ティは社会の規範なしにはありえない。かつジェンダーアイデンティティの最終的な決定権をもつのはその人自身であるという点もまた重要であった。

3.2 ジェンダーマーカ―とジェンダーアイデンティティ

ジェンダー規範への合致や違反に対する位置づけがその人のアイデンティティとして理解できるなら、ジェンダーマーカ―はジェンダーアイデンティティとどのように関係するだろうか。ジェンダーマーカ―は、対象のジェンダー特定する際にその根拠として利用される。先に挙げた通り、公共の場にある性別で分けられたトイレでは、女性や男性のジェンダーマーカ―を備えたインフォグラフィックスが用いられる。自己意識をもたない事物はジェンダーアイデンティティを持たないので、それとジェンダーマーカ―によって特定されるジェンダーとの一致や不一致は問題にならない。人の場合、この一致と不一致が重要なものになりうる。これを順に説明しよう。

まずジェンダーマーカ―によるジェンダーの特定が、その人のジェンダーアイデンティティと一致する場合である。両者の一致はその人のアイデンティティの形成に影響しうる。日本社会で暮らすシス女性の場合、たとえば二次性徴で月経が起こることが、自分を女性に分類するマーカ―として機能し、しかもそれが自分ジェンダーアイデンティティを是認するものになる。また、声が低い、筋肉が多いといった性質を自分に見出すことは、自分を女性でないのみならず根拠になりうる。この背後には、「女性であれば月経が起こる、声が高い、筋肉が少ないはずだ」というジェンダー規範がある。非女性のジェンダーマーカ―を備えても、このシス女性が自分のアイデンティティを女性のまま維持できるとすれば、自分が女性であることを確信できる、より強い女性のジェンダーマーカ―を備えるからだ。男性のジェンダーマーカ―をもつことで自分を「アイデンティティは女性だが、男性的な性質をもつ」という自己理解に至ることもありうる。

今あげた事例は、自分のもつジェンダーマーカ―を知り、自分にジェンダーを帰属する場合であった。自分のジェンダーアイデンティティならば、必ずしもジェンダーマーカ―を意識的に確認せずともそれを知ることもある。先に挙げたシス女性が、履歴書の性別欄のうち「女」を選択するとき、その根拠となる自分自身の性質を確認した上で行うとは考え難い。

これに対して、他人からジェンダーを判断される場合、ジェンダーマーカ―が参照されざるを得ない。この場合、自分のジェンダーアイデンティティと他人から帰属されるジェンダーの不一致には倫理的問題が生じうる。たとえば、先に挙げたシス女性が、短く刈り上げた髪型や大きな体にマスクとメガネの着用、ダウンジャケットにジーンズという装いをしていたとしよう。このまま公衆の女子トイレに対することで、周囲から訝しげな視線を送られることがある。短髪や体の大きさなどが男性のジェンダーマーカ―として機能し、かつ女性のジェンダーマーカ―が見えづらくなっているため、この人は男性のはずだと判断する根拠になるためである。一人称権威が守られるべき規範であるならば、本人のアイデンティティとは異なるジェンダーを帰属させることは倫理的に問題のある行動といえるだろう。ジェンダーアイデンティティとジェンダーマーカ―との一致は、安定した社会生活を保証する一方で、不一致は緊張や齟齬が生じさせかねない。

一つ留意してほしい点がある。ジェンダーマーカ―がその人のジェンダーアイデンティティの

規定に関わる可能性を指摘した。このことは、ジェンダーアイデンティティが養育環境や社会状況などの後天的な要素によってのみ決定されることを含意しない。ジェンダーアイデンティティが経験的などのように決定されるのか、またそれが遺伝的な要因なのか社会的なものか問題を論じているわけではない。本節の目的は、現に人が特定のジェンダーを経験するという事態を、自分の身に備わるジェンダーマーカーの観点から説明することである。

ジェンダー規範とジェンダーマーカーが、人のジェンダーアイデンティティと概念的にどのように関わるかを確認した。ジェンダーアイデンティティは関連するジェンダー規範への合致や違反の経験として、またジェンダーマーカーの獲得や欠如によって安定することもあれば、ゆらぐこともありうるものである。

§ 4 ジェンダー帰属とジェンダーアイデンティティにおけるシス特権

4.1 ジェンダー帰属の通時的固定性

本節では、シス特権の基礎となるジェンダー帰属の通時的固定性を指摘する。「ひと S はジェンダー G である」というジェンダーの割り当てをジェンダー帰属と呼ぼう。先に述べた通り、このようなジェンダー帰属は社会の中で機能するジェンダー規範に基づいて行なわれる。ジェンダー規範は「G であるならば P であるべき（はず）だ」というものだった。この特定のジェンダー G に規範的に結びつく性質群をジェンダーマーカーと呼んだ。ジェンダー G を表すジェンダーマーカー性質 P1, ..Pn をもとに対象のジェンダーを推測することが、ジェンダー帰属である。

シスジェンダーは、生まれた時点から歴史を通じ、ジェンダーマーカーによって帰属されるジェンダーと、自分ジェンダーアイデンティティが固定的に一致する経験をもつ。その人の通時的ジェンダーアイデンティティは、ジェンダーマーカーによるジェンダー帰属によって常に是認され続ける。

典型的なシス女性を例にとろう。出生時には外性器の形状がジェンダーマーカーとして機能し「女性」というジェンダーを割り当てられる。養育環境によっては、「女性のもの」とされる名前、特定のシルエットや色合いの衣服がジェンダーマーカーとなり、「この子どもは女性である」と人々から判断される。学齢期になれば入学した学校の制服が男女分けされる場合もある。二次性徴に起こる乳房のふくらみや皮下脂肪の増加、月経といった身体的変化もまたジェンダーマーカーとして機能する。女子校の受験資格をもつこと、履歴書の性別欄の「女」を選択することも同様である。

このシス女性は、生まれた時から女性のジェンダーマーカーを備え、成長するにつれて身体的特徴、経験する出来事、身につける衣服や物事など、女性のジェンダーマーカーを次々と獲得していく。これらの性質がジェンダーマーカーとして機能するのは、社会に成り立つジェンダー規範のおかげである。この社会が偶然的に備えた規範によって、シスジェンダーには勞せず得られる性質がジェンダーマーカーとして機能しつづける。これらによって自分が女性であるというジェンダーアイデンティティは継続的に是認されるのだ。

日常的にも顔立ちや体格、服装、身振り、話し方などがジェンダーマーカーとして機能し、自

分がどのジェンダーに属するのかを人は判断される。今例にあげたシス女性が、女子用の公衆トイレのように特定のジェンダーに限定されたスペースを不安なく立ち入ることができるとしたら、それは自分のジェンダーアイデンティティが女性であり、かつ自分に備わるジェンダーマーカーによって多くの他人から女性として特定されることに不安を持たないからである。このシス女性が不安を抱かずにすむのは、次々と獲得される女性ジェンダーマーカーを通じて、社会の中で自分のジェンダーアイデンティティが継続的に認められるからだ。こうしたジェンダー帰属の通時的固定性こそが、シスト権の基盤をなす特徴である。それは第一に、同一のジェンダーが生まれた時から現在まで常に帰属されることであり、かつ、第二に、常に帰属されるジェンダーは自分のジェンダーアイデンティティと一致していることである。この二点がジェンダー帰属の通時的固定性を構成するのである。

4.2 ミスジェンダリングの回避

関連するシスト権の具体例としてミスジェンダリングの危害から免れやすいという点を取り上げよう。ジェンダー帰属の固定性をふまえると、ミスジェンダリングの危害がなぜシスジェンダーに生じないかを説明することができる。

そもそもミスジェンダリングとは、トランスジェンダーやノンバイナリーの人に、本人のジェンダーアイデンティティと異なるジェンダーを割り当てる扱うことである。ミスジェンダリングの道徳的問題点を論じた Kapusta (2016) において、トランス女性を女性から排除することや、男性の代名詞で表現することなどが議論の射程として提示されている。

シスジェンダーがミスジェンダリングの害を回避できるのはなぜだろうか。

その人のジェンダーアイデンティティと異なるジェンダーを他人が割り当てること自体はシスジェンダーに対しても生じうる。3節で、体格や服装、髪型などの特徴が男性のジェンダーマーカーとして機能し、「男性」として特定されたシス女性のケースを取り上げた。シス女性であってもこの間違いを不快に感じることはありうる。

しかし、トランス女性に対するミスジェンダリングとシス女性に対する誤解は概念的に異なる。シス女性は生まれてから、通時的に固定したジェンダー帰属を享受している点にある。見知らぬ人から誤解されることがあるにせよ、このシス女性は公的な身分証明書の性別欄に「女性」と記載され続けてきたし、仕事に就く時、また医療的処置を受ける時に、自分のジェンダーアイデンティティを疑われる懸念をもつこともない。ジェンダー帰属の通時的固定性をもつがゆえに、この人は常に女性として自分の人生を見通して行動できるという感覚、すなわち自尊 (self-respect) を備えている (cf. Kapusta 2016, 505)。

ジェンダー規範の成立した社会において、自分がどのようなジェンダーであるかは自分の人生を考える上で基礎的な要因となるものである。だからこそジェンダー帰属の通時的固定性がなければ、その人は自分の求める生き方をする見通しや行動を妨げられるかもしれない。男女どちらかの、同一のジェンダー集団に生涯帰属し続けることを前提とする社会では、ジェンダー帰属の通時的固定性をもたなければ、未来への展望を描くことに困難が生じやすい。ミスジェンダリン

グは、その人がジェンダー帰属の通時的固定性をもたないことを強調し、自尊を損ねることになる。だからこそ、ミスジェンダリングの回避は、システク権の一例と言えるのである。

§ 5 システク権に基づく反トランス言説の分析

それでは、冒頭で掲げた「一部のトランス女性のふるまひは、女らしさのジェンダー規範を強化する」という言説がいつトランス嫌悪的になるかを示したい。

結論を先に述べるなら、それは、シス女性もまた、自分が女性として社会で是認されるために数多くのジェンダーマーカーを利用していることを無視する場合、この種の言説は差別的なものとなる。自分のジェンダーアイデンティティが他人から誤って帰属され、教育や就業、医療などの人生設計に影響がおよぶことはシス女性の場合ほぼありえない。なぜならジェンダーアイデンティティを誤って帰属されないのは、すでに安定的なジェンダー帰属の基盤となる、女性のジェンダーマーカーを数多く備えているからだ。他人にジェンダーが判断される場合、ジェンダーマーカーが判断の根拠として機能するのは、シス女性もトランス女性も同様である。それにもかかわらず、アイデンティティと一致したジェンダー帰属を求めて女性のジェンダーマーカーを備えるトランスジェンダーのみ非難し、シス女性を非難しないならば、その態度は差別的といえるだろう。

加えて、シスジェンダーはジェンダー規範に対して批判的態度を向けることが容易でもある。例えば、「女性であるならば脚の体毛を剃るべきだ」という女性に対するジェンダー規範が成立する社会を考えよう。女性であれば誰であれ、その人が体毛を剃らない脚を露出して社会生活を送ることは、ジェンダー規範の違反になる。これは規範に対する批判的態度にもなりうる。ただし、脚の体毛を剃らないというその人の行動がジェンダー規範の違反として社会で理解されるのは、その行動の担い手が、骨格、体型、身振り、話し方など様々なジェンダーマーカーによって女性として特定される場合である。さらに、この行動がジェンダー規範への批判的行動になるのは、本人が女性のジェンダーアイデンティティを持つ場合に限られる。これらは先に述べたジェンダー帰属の通時的固定性、すなわちシステク権を有していれば、容易に満たせる条件である。特定のジェンダー規範に違和感や不便を感じ、自分の経験として批判の声を上げられるのは、その人が安定して女性のカテゴリーに帰属する特権を享受しているからである。

ジェンダー帰属の通時的固定性をもたない場合、同じ社会の「女性は脚の体毛を剃るべきだ」というジェンダー規範の違反や批判を行うことは、よりリスクを伴うものになりうる。ジェンダー帰属の通時的固定性に基づく自尊を備えたシス女性であれば、この違反によって「女性なのに女らしくない」という非難を向けられることは予想するかもしれない。しかしこの非難はその人がジェンダー規範に違反することに向けられてはいても、本人が女性であることを否定するものではない。対して、ジェンダー帰属の通時的固定性を持たない場合、「脚の体毛を剃らない」という行動が女性ではないことのジェンダーマーカーとして機能することを考慮せざるを得ないかもしれない。すなわち「やはりあなたは女性ではない」というミスジェンダリングを引き起こすリスクを予想する可能性がある。他人からのミスジェンダリングを回避しようとするれば、ジェンダー帰

属を安定させる必要が生じる。そのために強力なジェンダーマーカーを備えることは、個人の意志に基づく選択としてのみならず、不利益を免れるための必要な手段ともいえるだろう。

言い換えると、「一部のトランス女性の行動はジェンダー規範を強化する」という言説がトランス嫌悪的になるのは、該当するトランスの人々はジェンダー帰属の通時的固定性を持たないという点を無視する場合である。現在の社会で成立するジェンダー規範に従うことが、ジェンダーアイデンティティとジェンダー帰属の一致を安定させるために必要とされる。シスジェンダーは概念上アイデンティティが安定しているがゆえにこの手続きのニーズを見落としやすいのである。

§ 6 おわりに

ミスジェンダリングはジェンダー規範に基づいて他人のジェンダーを判断するがゆえに生じる。この時、問題なのは社会に成立するジェンダー規範であり、ジェンダーマーカーを調整することで個人が在り方を変えるよりも、既存の規範を変えることこそが重要だと批判することも可能だろう。そうだとすれば、ジェンダー規範に合致するふるまいをすること、言い換えれば自分のジェンダーに関連するジェンダーマーカーを積極的に備えることは、たしかに非難の対象になるかもしれない。もしジェンダー規範の強化に与するという側面に着目するなら、典型的なシスジェンダーはもっともジェンダー規範の強化に加担しやすい立場であることは強調されるべきだ。生まれた時から成長し、年をとるとともに次々とジェンダーマーカーを獲得するシスジェンダーは、まさにそのジェンダーマーカーを獲得し続けるゆえに絶えず社会のジェンダー規範を追認するからである。特に身体的特徴は本人の意図と無関係に備わるものであるがゆえに、いっそう問題を含むものになりうる。一般に、何が自分に関連するジェンダー規範であるかを自覚した上でその規範に従うのであれば、その人の意思に基づく選択として尊重されるべきとはいえるかもしれない。しかし、自分の備える性質がジェンダー規範に合致することに無自覚なままである態度は、規範に対して批判的とは言えないからである。

(文化形態論専攻 哲学哲学史・助教)

参考文献

- Bettcher, T.M.(2009). 'Trans Identities and First-Person Authority', in Charge (ed.), *You've Changed: Sex Reassignment and Personal Identity* (98-120). Oxford University Press.
- [https://www.academia.edu/2602580/Trans_Identities_and_First_Person_Authority] 2020年9月20日アクセス.
- (2017). 'Through the Looking Glass: Trans Theory Meets Feminist Philosophy' Ann Garry, Serene J. Khader, Alison Stone (eds.), *The Routledge Companion to Feminist Philosophy*, Routledge, 393-404.
- Jenkins, K. (2016). 'Amelioration and Inclusion: Gender Identity and the Concept of Woman', *Ethics*, 126 (2), 394-421.
- (2018). 'Toward an Account of Gender Identity', *Ergo*, 5-27, 714-743.
- Kapusta, S. (2016). 'Misgendering and its Moral Contestability'. *Hypatia*, 31(3), 502-519.
- McIntosh, P. (1989). 'White Privilege: Unpacking the Invisible Knapsack'.
- [https://nationalseedproject.org/images/documents/Knapsack_plus_Notes-Peggy_McIntosh.pdf] 2020年9月20日アクセス.
- 西條玲奈 (2019). 「人工物がジェンダーをもつとはどのようなことなのか」『立命館大学人文科学研究所紀要』120号, 199-216.
- 佐倉智美 (2006). 『性同一性障害の社会学』現代書館.
- 鈴木みのり (2020). 「(トランス) 女性の生活の中の音楽——ジャネット・ジャクソン再考」『現代思想』3月臨時増刊号, 85-90.
- 出口真紀子 (2017). 「差別に対する無関心に関心に変えるためのマジョリティに向けた教育」『国際人権ひろば』No.133, 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター.
- [<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2017/05/post-11.html>] 2020年9月20日アクセス.
- リチャードソン, サラ・S, (2018). 『性そのもの—ヒトゲノムの中の男性と女性の探求』, 渡部麻衣子訳, 法政大学出版会.

ウェブサイト

- Sam Killermann, '30+ Examples of Cisgender Privileges', It's Pronounced Metrosexual
- [<https://www.itspronouncedmetrosexual.com/2011/11/list-of-cisgender-privileges/>] 2020年9月20日アクセス.

Cis Privilege and an Analysis of Trans-phobic Statement: Fixation of Gender Assignment over Time and Criticism of Gender Norm

Reina SAJIO

The paper aims to clarify a cisgender privilege to analyze when a statement of ‘some trans women’s behaviors enforce the problematic gender norm’ can be transphobic. The analysis deploys three concepts: gender norm, gender marker, and gender identity. The privilege comes out to be ‘fixation of gender assignment over time’: (1) the same gender assignment continues over their history from the birth by relevant gender makers gained as their growing, (2) the continuous gender assignments correspond to their gender identity. ‘Gender maker’ means properties that work as a basis of judgment that they are women, men, or non-binary....; wearing a skirt or long hair are female gender markers. These properties are gender markers if relevant gender norms hold in society. S is a woman only if S should be or do P1, ..Pn. A woman can enforce the female gender norm if she has gender identity as a woman, and she has some female gender markers. Without any of them, she cannot have an assignment of ‘woman’ in society. A cis woman more enforces the gender norm than trans women because they have fixated gender assignments over time. ‘Some trans women’s behaviors enforce the problematic gender norm’ is transphobic when the speaker ignores that a cis woman needs the gender maker, in other words, following the gender norm to live as a woman in the gender binary society.

〔キーワード〕

シスジェンダー、特権、トランスジェンダー